●ICSU及びISSC合併後の新組織設立総会の

招致に関する検討委員会運営要綱

平成29年7月28日日本学術会議第249回幹事会決定

(設置)

第1 ICSU(国際科学会議)及びISSC(国際社会科学評議会)合併後の新組織設立総会の招致に関する検討委員会(以下「委員会」という。)は、日本学術会議会則第25条第1項に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第2 委員会は、ICSU及びISSC合併後の新組織設立総会の招致に関する事項について審議を行う。

(組織)

第3 委員会は、会長、副会長(日本学術会議会則第5条第3号担当)及び会員又は連携 会員20名以内をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成29年9月30日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官(国際業務担当) において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、 委員会が定める。

附則

この決定は、決定の日から施行する。